

8930 Vol.90

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



大岡川

暴力団追放「三^ツない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れ^レない
- 金を出さ^レない
- 利用し^レない
- 協力し^レない

を^レ実践^シま^シよう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

ご挨拶

神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長

下山 幸男

本年3月、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任いたしました下山でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、県内の暴力団情勢であります。本年1月1日現在、暴力団構成員、準構成員を合わせて1,350人となっており、前年同期比で30人減少と年々減少傾向にあります。

これは、暴力団対策法や神奈川県暴力団排除条例を適用した各種取締りと社会全体に暴力団排除気運が浸透した結果が身を結んでいるものと考えております。

しかし、暴力団の大きな資金源の1つである特殊詐欺については、県内では昨年1年間の認知件数が1,999件、被害総額が約65億5,800万円となっております。極めて憂慮する事態が続いています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺についても、県内では昨年1年間の認知件数が537件、被害総額が約90億3,500万円となっており、年々増加傾向にあります。

さらには、匿名性の高い通信手段等を使用し、緩やかな結び付きで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺や強盗等を広域的に敢行するなどの状況がみられ、治安対策上の脅威となっ



ており、警察では、このような集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置づけ、実態解明や戦略的な取締りを推進しているところであります。県内では昨年10月に、横浜市青葉区内でこの「匿名・流動型犯罪グループ」による強盗殺人事件が発生し、特別捜査本部を設置して実行犯等を逮捕し、鋭意捜査を推進しております。

目まぐるしく変化する犯罪が地域の安全を脅かしている昨今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、警察では、今後も関係団体と連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力の排除及び壊滅に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

全国暴力追放功労者表彰受賞

令和6年11月21日、東京の明治記念館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放栄誉金章

暴力追放栄誉銀章

暴力追放栄誉銅章



川崎暴力団排除対策推進協議会
会長 關進様



川崎臨港暴力団排除対策推進協議会
会長 澤田英樹様



旭区暴力団排除対策推進協議会
会長 松本榮次様

第33回 神奈川県地域暴力団排除組織連絡協議会総会の開催

令和7年3月24日、神奈川県警察本部大会議室に県内54の地域暴力団排除組織役員等が集い、令和6年度総会が開催されました。会長と警察本部長のあいさつにはじまり、役員の変更、令和7年度の活動方針（広報啓発活動の強化と身近な機関、団体等との連携）が議決され、暴力団のいない住みよい地域社会を実現するとの決意を新たにしました。



澤田会長のあいさつ



和田警察本部長のあいさつ

令和6年度の主な活動



民事介入暴力
対策研究会

R7.2



令和6年度
第二回定例理事会

R7.2



第7回
賛助金セミナーの
開催

R7.2



令和6年度
社会復帰協議会
総会

R7.2

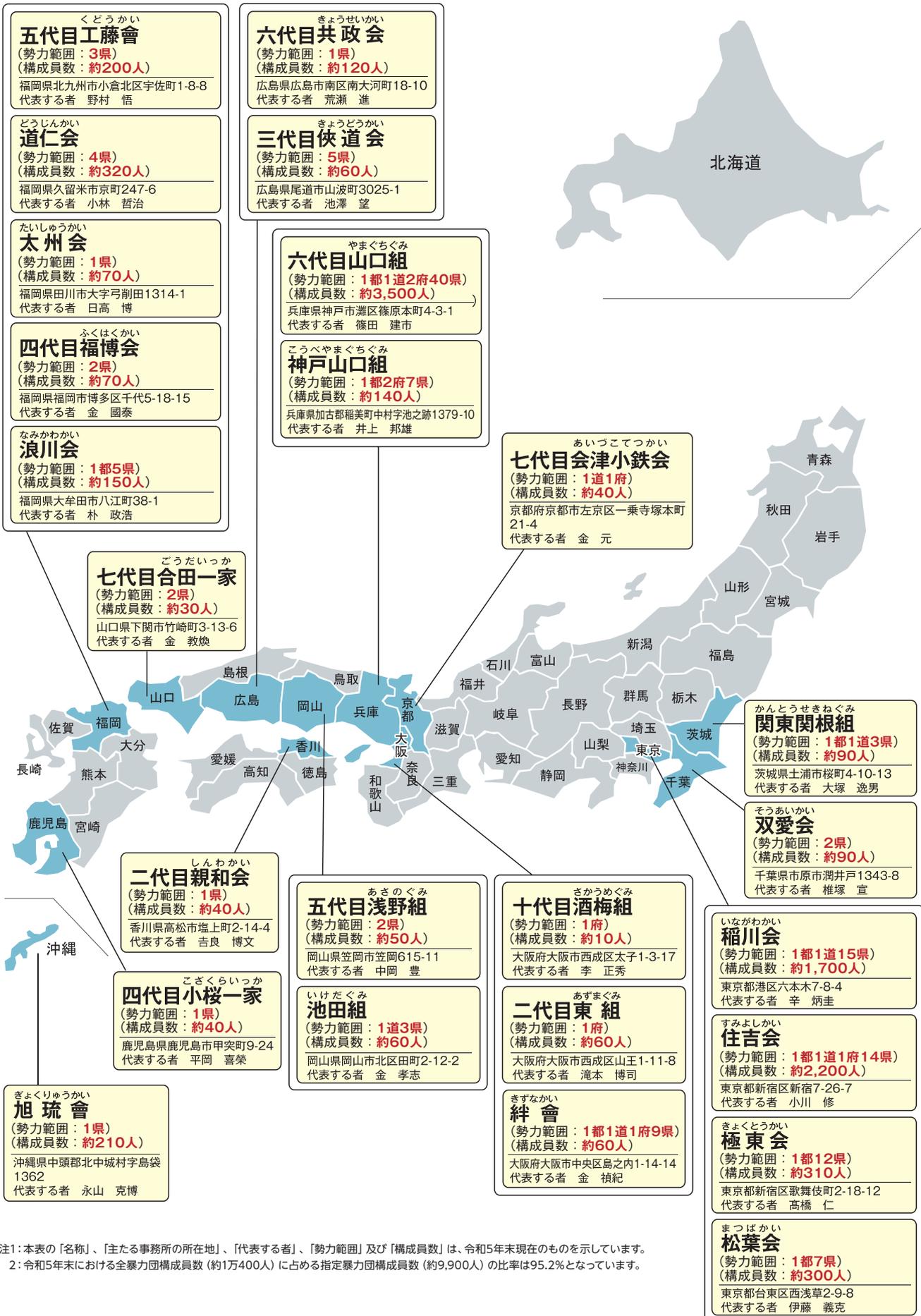
令和6年 暴力団排除条例適用一覧

番号	種別	違反	実施日	概要	発出対象	
					事業者等	暴力団員
1	勧告	利益供与等 (出資・融資受け) 第23条第2項第2号	R6.1.19	違反事業者は、建設業を営む株式会社であるが、その事業に関し、同社取締役が、令和3年2月28日頃、稲川会系組長から、同社の事業資金として、月1割の利息により返済する意思を持って、現金280万円を借り入れ、もって暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員から融資を受けたものである。	建設業者 1名	稲川会系 幹部 1名
		利益受供与 第24条第1項	R6.1.18	暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。		
2	中止命令	中止命令 (少年事務所立入らせ) 第17条第1項	R6.3.8	稲川会系組員が、20歳未満の少年であることを知りながら、少年(18歳)を、金銭トラブルの話し合い名目で自己が活動の拠点とする暴力団事務所に立ち入らせたもの。		稲川会系 組員 1名
3	中止命令	中止命令 (少年事務所立入らせ) 第17条第1項	R6.4.24	稲川会系組員が、20歳未満の少年であることを知りながら、少年(18歳)を、金銭トラブルの話し合い名目で自己が活動の拠点とする暴力団事務所に立ち入らせたもの。		稲川会系 組員 1名
4	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R6.6.7	名義利用違反者は、稲川会系組員であるが、普通自動車を取得するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、自ら又はその意を受けた氏名不詳者が、令和2年10月7日、軽自動車検査協会神奈川事務所において、自動車検査証記載事項変更手続を行い、名義貸し違反者名義の普通自動車を取得し、もって他人の名義を利用したものである。		稲川会系 組員 1名
		名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R6.6.6	名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		
5	勧告	利益供与 (威力利用) 第23条第1項第1号	R6.6.10	違反事業者は、社交飲食店を営む株式会社であるが、同社代表取締役が、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、令和5年11月3日から令和6年1月9日までの間、稲川会系組幹部に対し、同社名義で購入した普通乗用自動車無償で貸与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	社交 飲食店 1名	稲川会系 幹部 1名
		利益受供与 第24条第1項	R6.6.10	暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。		
6	勧告	利益供与 (威力利用) 第23条第1項第1号	R6.7.11	違反事業者は、中古車修理販売業を営む株式会社であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、同社取締役が、稲川会系組員に対して、自家用普通乗用車を有償譲渡するため、当該車両名義人を登録変更するにあたり、前記組員から依頼を受けるや、その申請代理人となり、令和2年10月7日、軽自動車検査協会神奈川事務所において、名義変更に係る自動車検査証記載変更申請書類の作成及び申請代行を無償で行い、もって暴力団員に対して財産上の利益を供与したものである。	中古車修 理販売業 1名	稲川会系 組員 1名
		利益受供与 第24条第1項	R6.7.12	暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。		
7	勧告	利益供与 (威力利用) 第23条第1項第1号	R6.9.9	違反事業者は、建設業を営む株式会社であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、同社実質的経営者が、双愛会系幹部に対して、令和6年3月23日及び同年4月27日、同人との飲食代金(合計金額87,080円)を供与し、もって暴力団員に対して財産上の利益を供与したものである。	建設業 1名	双愛会系 幹部 1名
		利益受供与 第24条第1項	R6.9.13	暴力団は、その情を知りながらその相手方となったものである。		
8	勧告	名義利用 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R6.10.28	名義利用違反者は、稲川会系幹部であるが、マンション居室を賃借するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、不動産会社社員のA男に名義貸しを依頼し、A男は株式会社経営のB男に報酬と引き換えに名義利用の承諾を得て、令和元年6月11日、A男をして、前記マンション居室の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	不動産業 1名	稲川会系 幹部 1名
		名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R6.10.28	名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図 (25 団体)

令和5年末現在



注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力争域」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示しています。
 2: 令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%となっています。

神奈川県内暴力団勢力状況

令和7年1月1日現在

令和7年1月1日現在の県内暴力団情勢は、96組織（前年比±0組織）、
勢力数1,350人（前年比-30人）である。

組織数			構成員数		
令和7年	令和6年	前年比	令和7年	令和6年	前年比
96	96	0	870	880	-10

準構成員等数			勢力数		
令和7年	令和6年	前年比	令和7年	令和6年	前年比
480	500	-20	1,350	1,380	-30

暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

●開催日時

・令和7年6月6日（金）
午前10時～午後6時

●開催場所

・神奈川県弁護士会館
（横浜市中区日本大通9）

●相談方法

・電話又は来所での相談
（無料）

●相談対応

・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、
暴力団対策の専門家（警察、弁護士、暴力追放推進センター）が、相談に応じます。
※電話番号等は、開催間近になりましたらホームページ等でお知らせします。

第34回暴力追放県民大会のご案内

●開催日時

・令和7年9月4日（木）
午後2時～午後4時

●開催場所

・神奈川県立音楽堂
横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

●次第

第一部	第二部
・主催者挨拶	・警察音楽隊演奏
・表彰	・ステージドリル
・来賓祝辞	・演劇
・来賓紹介	
・大会宣言	

賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	あ	(株) アイスコ	さ 行	せ	世紀東急工業 (株) 横浜支店
	(株) アイル	(株) 成城石井			
	(株) アサンテ	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院			
	あすか創建 (株)	(一社) 生命保険協会神奈川県協会			
	(株) アスマイル	相鉄ホールディングス (株)			
	(一社) 厚木市建設業協会	(株) 創和			
	アナザーレーン (株)	ソニー・ライフケア (株)			
	(株) 穴水ホールディングス	損害保険料率算出機構横浜第一自賠責調査事務所			
	アパホテル & リゾート横浜ベイタワー	第一生命保険 (株)			
	アマノ (株)	(有) 高橋商事			
	アマノマネジメントサービス (株)	(株) 匠			
	(一社) 綾瀬市建設業協会	ち		中央総業 (株)	
	荒井商事 (株)	と		(株) 東亜環境コーポレーション	
	アルファノート (株)	東京ガスエコモ (株)			
い	い	いすゞリーシングサービス (株)	(株) 東京スター銀行		
	(株) イグアス	東都熱工業 (株)			
	(有) 市原グループ	常盤海運 (株)			
	(株) インフォマティクス	土志田建設 (株)			
え	え	(株) エイワ	な	ナイス (株)	
	SGS ジャパン (株)	に	日総工産 (株)		
	(株) FTIS	日本インジェクタ (株)			
	お	お	(株) 大林組横浜支店	日本KFCホールディングス (株)	
(株) オキサイド		日本元気キャピタル (株)			
小田急電鉄 (株)		日本たばこ産業 (株) 神奈川支社			
小戸工業 (株)		日本郵便輸送 (株) 南関東支社			
(株) オプティ	(一社) 日本油料検定協会				
ORTHOREBIRTH (株)	ね	(株) NeoCharge			
か 行	か	(株) 快活フロンティア	の	野村證券 (株) 横浜支社	
	神奈川県行政書士会	は	ハーツテクノロジー (株)		
	神奈川県行政書士会相模原支部	(株) 葉山産業葉山パブリックゴルフコース・練習場			
	神奈川県軽自動車協会	ひ	東日本旅客鉄道 (株) 横浜支社		
	(公社) 神奈川県産業資源循環協会	ふ	(株) フェルディナス		
	神奈川県自動車交通共済協同組合	フォーライフ (株)			
	神奈川県自動車販売店協会	(株) フォレスト			
	神奈川県信用保証協会	(株) フジタ横浜支店			
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会	へ	(株) ベルク		
	神奈川県農業信用基金協会	(株) ベンハウス			
	神奈川県民共済生活協同組合	ま	(株) マイホームワン		
	神奈川県遊技場協同組合	(株) MADO			
	神奈川相互交易 (株)	(株) 丸ハアセット			
	川崎市管工事業協同組合	(株) 三菱電機ライフネットワーク			
川崎市信用保証協会	み	明誠建設 (株)			
関東開発 (株)	め	メトロレミッタンスジャパン (株)			
(株) かんぼ生命保険海老名支店	も	守谷輸送機工業 (株)			
(株) かんぼ生命保険川崎支店	や	(一社) 大和建設業協会			
(株) かんぼ生命保険藤沢支店	ゆ	UR 都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会			
(株) かんぼ生命保険南関東エリア本部	(株) ユーシン				
(株) かんぼ生命保険横浜支店	(株) ゆうちよ銀行南関東エリア本部				
く	く	(株) クラシアン	よ	横浜幸銀信用組合	
	(株) グローバルインフォメーション	横浜公証人会			
	(株) グローバルプリント	横浜市旭スポーツセンター			
	け	京浜急行電鉄 (株)	横浜市泉スポーツセンター		
こ	こ	(株) ゴダイ	横浜市磯子スポーツセンター		
	さ	(株) サーティーフォー	横浜市金沢スポーツセンター		
さ 行	(株) サードプラネット	横浜市港南スポーツセンター			
	サンエス技研 (株)	横浜市栄スポーツセンター			
	三共エンジニアリング (株)	横浜市信用保証協会			
	し	G・Aホールディングス (株)	横浜市瀬谷スポーツセンター		
	JFEエンジニアリング (株) ガス事業部導管建設センター	横浜市都筑スポーツセンター			
	(株) JEPLAN	横浜市鶴見スポーツセンター			
	(株) シティホームズ・西見総合法務	横浜市戸塚スポーツセンター			
	篠竹興業 (株)	横浜市中スポーツセンター			
	ジャパニアス (株)	横浜市平沼記念体育館			
	(株) 湘南第一興商	横浜市緑スポーツセンター			
	新明和オートエンジニアリング (株)	横浜低温流通 (株)			
	新明和工業 (株)				

※ R7.3.31 現在の会員企業であり、個人及び掲載希望のない企業等は除いております。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎当センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。

3 DVDの貸出し

- ◎当センターでは原則として法人の賛助会員の方に、暴排DVDを無料で貸し出しています。
- ◎暴力団を排除するためお気軽にご活用ください。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ
 FAX045-663-8930 ヤクザゼロ